

三環第 166 号
令和 4 年 2 月 28 日

三条市安全・安心なまちづくり推進協議会委員 様

三条市安全・安心なまちづくり推進協議会
会長 坂西 哲昌

令和 3 年度 第 2 回三条市安全・安心なまちづくり推進協議会書面協議について

向春の候、皆様におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本協議会の運営につきまして、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本来であれば、当協議会を開催し、三条市安全・安心なまちづくり推進計画の実施状況の評価等を対面で御意見を賜わるべきところでございますが、新潟県において新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置が適用されている中において、本市では非接触型の会議を推進していることから、この度は、会議の開催を省略して書面による協議とさせていただきたいと思っておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、次の議題について御回答くださいますようお願いいたします。

記

1 協議内容

別添「令和 3 年度第 2 回三条市安全・安心なまちづくり推進協議会書面協議次第」のとおり

2 送付資料

- (1) 令和 3 年度第 2 回三条市安全・安心なまちづくり推進協議会書面協議次第
- (2) 令和 3 年度 第 2 回三条市安全・安心なまちづくり推進協議会書面協議回答票
- (3) 資料 No. 1 令和 3 年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画進捗状況の評価について
- (4) 資料 No. 2—1 防犯カメラ設置方針について
資料 No. 2—2 防犯カメラ設置台数（学校別）
資料 No. 2—3 防犯カメラ設置場所（20 校通学路図）【非公開】
- (5) 資料 No. 3 犯罪被害者等支援の条例の制定に向けた検討について
- (6) 参考資料 1 協議会設置要領

(7) 参考資料2 協議会委員名簿（令和4年1月1日時点）

3 回答方法

回答票に、異議なし・異議ありのいずれかに○をつけていただき、御意見がございましたら、必要事項を記入のうえ、令和4年3月14日（月）までに、事務局宛にE-mail、FAXまたは郵送にて御提出ください。（特段御意見等ない場合は、電話による回答でも結構です。）

4 その他

書面協議の場合には、報酬等のお支払いはございませんので、予め御承知おきください。

担当：三条市市民部環境課生活安全・交通係 篠田、大平、坂上 〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号 TEL：0256-34-5574、FAX：0256-32-6615 E-mail：kankyo@city.sanjo.niigata.jp
--